

UBC情報



発行： 2021年1月4日
No. 247

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

7-12月分の源泉所得税は、納期特例を受けている場合、1月20日が納期限となります。年末調整がお済みでない方は、お急ぎください。

また、確定申告が必要な方には、確定申告準備表を同封しています。ご準備をお願いいたします。



旧年中は大変お世話になり、社員一同心より御礼申し上げます。
皆様のご健勝と益々のご発展を心よりお祈り申し上げますとともに、
本年も変わらずご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



トピックス

令和3年度税制改正大綱(主な中小関連)

◎中小企業の設備投資税制の見直し等

*投資促進税制は、対象事業に不動産業、物品賃貸業などを加える、*経営強化税制は、法改正を前提に経営資源集約化措置（仮称）が記載された計画に必要な設備を加える、*商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、今年3月末で廃止、*防災・減災投資促進税制は、対象設備の追加・除外などを行います。

◎所得拡大促進税制の見直し

適用要件を「雇用者（現行の継続雇用者に限らない国内雇用者）の給与等支給額」の増加割合が1.5%以上に見直します。また、税額控除率の上乗せ措置における要件も「雇用者の給与等支給額」の増加割合で判定します。

◎事業承継税制の特例の要件緩和

後継者が被相続人（先代経営者等）の相続開始直前に承継会社の役員でなくても、①被相続人が70歳未満で亡くなった、又は②承継計画に特例後継者として記載されている場合は、本制度を適用できます。

◎個人版事業承継税制の対象資産の拡大

対象となる特定事業用資産に贈与者・被相続人（先代事業者等）の事業の用に供された乗用自動車を加えます。

◎経営資源集約化税制の創設

経営強化法の改正を前提に、認定を受けて他法人の株式等を取得し、リスクに備えて準備金（取得価額の70%以下）を積み立てた場合に損金算入を認める制度を創設します。

◎土地の固定資産税等の据置措置

令和3年度の評価替え（3年ごと）により課税額が上がる土地は、前年度の税額に据置きます（令和3年度に限る）。

その他に、*中小企業技術基盤強化税制の見直し、*地域未来投資促進税制の見直し、*同族会社が発行した社債の利子等の課税見直し、など。

☆令和3年税制改正大綱（主な個人関連）☆

◎**住宅ローン控除の特例の延長**……住宅の取得等に係る消費税率が10%の場合に控除期間が13年間となる特例措置について、*令和4年末までの入居者を対象とする、*合計所得金額1千万円以下の方に対する床面積の要件を40㎡以上に引下げます。

◎**住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充**……直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、*令和3年末まで最大1500万円の非課税枠を据え置く、*受贈者の合計所得金額が1千万円以下の場合は床面積要件を40㎡以上に引下げます。

◎**教育資金に係る贈与税の非課税措置の延長・見直し**……直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、契約終了前に贈与者が亡くなった場合の残額は、死亡前3年以内の贈与に限らず相続税の課税対象（受贈者が23歳未満や在学中の場合などは除く）とし、受贈者が孫等である場合には相続税額の2割加算が適用されます。

◎**結婚・子育て資金に係る贈与税の非課税措置の延長・見直し**……直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、贈与者が亡くなった場合の残額（相続財産に加算）は、受贈者が孫等である場合に相続税額の2割加算が適用されます。

◎**勤続年数5年以下の退職所得課税の見直し**……役員等ではない勤続年数5年以下の方の退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分には1/2課税が適用されません。

◎**土地の固定資産税等の据置措置**……令和3年度の評価替えで課税額が上がる土地の税額を据置きます。

☆実質無利子・無担保融資の売上要件の緩和☆

新型コロナの感染拡大の影響を踏まえて、実質無利子・無担保融資が可能となる日本公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などや、民間金融機関による信用保証付融資を事業者が利用しやすくな

るように、12月下旬から売上高の減少要件が緩和されました。

これにより、直近1ヵ月の売上高の比較に加え、「直近6ヵ月の平均売上高」の比較ができるようになります。

なお、実質無利子・無担保融資は、民間金融機関による融資が今年3月まで実施され、日本公庫等による融資は感染状況など踏まえ、当面は今年前半まで継続される予定となっています。

☆持続化給付金や家賃給付金の申請期限☆

新型コロナの影響により売上が一定以上減少した事業者に対して実施されている「持続化給付金」や「家賃支援給付金」は、昨年12月までの売上を対象としており、申請期限は今年1月15日までとなっています。

これらの給付金は期限までに申請の受付が完了したものが対象となりますが、売上対象月が12月の場合で必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない特段の事情がある場合は、1月31日まで書類の提出が受けられます。



編集後記 2021年、新しい年を迎えました。昨年は思いがけない事態に色々なことを考えさせられた年でした。世の中が大変な時に自分に何ができるのか、仕事への姿勢を問われた年であったようにも思います。まだまだ予断を許さない状況ですが、笑顔は忘れないよう、今年も頑張ります！

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福情報

No. 247
発行：2021年
1月4日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10
TEL：0836-33-6717
FAX：0836-33-6753
Mail：info@ubc-net.com
URL：http://ubc-net.com
所属：(一財)総合福祉研究会
(一社)全国地域医業研究会

社会福祉法人

社会福祉連携推進法人の検討開始 ～「社会福祉法人会計基準等検討会」開催～

◆昨年6月12日に改正された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では「社会福祉連携推進法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない」と定められました(社会福祉法第45条の23第1項)。そのため、社会福祉連携推進法人制度の施行までに同法人の会計基準省令も整備する必要があります。このため「社会福祉法人会計基準等検討会」が設置され、第1回会議が12月8日に開催されました。

この検討会の座長は日本公認会計士協会の秋山修一郎常務理事で、日本公認会計士協会非営利法人委員会の有松義文社会福祉法人専門委員長、大光監査法人の亀岡保夫理事長、当研究会相談役理事で公認会計士・税理士林光行事務所の林光行所長、日本公認会計士協会の松前江里子研究員の5人で構成されています。

今次検討会では、社会福祉連携推進法人の性格や評議会の役割などが議論になりました(下記の図表1参照)。

社会福祉連携推進法人自体は一般社団法人であることから、会計基準も公益法人会計基準がその基礎となるのですが、社員の過半は社会福祉法人なので、社会福祉法人が理解できる会計基準であることが望まれます。

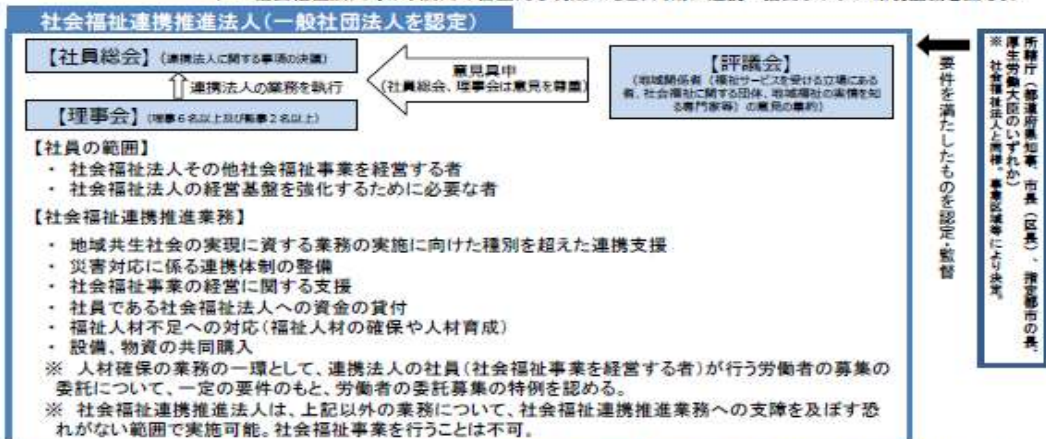
また会計監査法人の設置義務の範囲等は左記の検討会の検討範囲ですが、先行して制度化された地域医療連携推進法人ではその規模に拘わらず会計監査が必須とされています。しかし社会福祉連携推進法人が同様の規模や構成となるかなど、実態を踏まえた議論が必要であると考えます。

今後の検討過程としては、会計の専門的知識を有する者が作成する会計基準の素案の提出を待つて、それに基づく議論が進められると思われます。(総合福祉研究会)

図表1 社会福祉連携推進法人制度の創設

- 人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められている。
 - このため、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。
- (※) 合併認可件数は、年間10～20件程度。

(一) 社会福祉法人等が、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働しやすい環境整備を図る。



資料:厚生労働省「社会福祉連携推進法人の施行に向けた検討について」から

初春



介護

コロナ対策、他の法人はどのように対応してる？ ～福祉医療機構が新型コロナの影響等に関する特別調査結果を発表～

◆独立行政法人福祉医療機構(WAM)では四半期ごとに「病院経営動向調査」及び「社会福祉法人経営動向調査」(WAM短観)を実施していますが、この度、同調査と並行して「新型コロナウイルス感染症の影響等に関する特別調査」を実施し、その結果を10月30日に発表しました。社会福祉法人経営の対象は特別養護老人ホームを運営している法人ですが、その調査結果によれば、特別養護老人ホームのサービス活動収益は、4月は34.7%の施設で前年同月比減収となりましたが、5月、6月は徐々に回復傾向となりました。ただ、7月は足踏み状態となり、8月はやや悲観的な予測となっています。

サービス活動収益の内訳にみると、入所への影響は限定的でしたが、短期入所や併設通所においては影響が顕著であり、特に4月は半数以上の施設が前年同月比で減収となっています。短期入所・併設通所ともに4月よりは回復しているものの、7月時点でも併設通所では約半数の施設で収益は回復していません。

この調査で興味深いと感じたことは、収益動向だけでなく運営面の課題や取組みについて、任意で回答された事例を整理して載せていることです。利用者確保やご家族・他機関との連絡調整、職員採用や定着、資金繰り等への姿勢など、特に減収に直面した経営者にとって支出の抑制は大きな課題で、「夏季賞与については3割カットしたが、職員のモチベーションと離職防止の観点より冬季賞与は支給予定」、「今冬の賞与は基本給の1ヶ月分の減額を考えざるを得ない」等々苦悩が見取れます。その一方でwebを活用した人材確保等、この苦境を好機ととらえた姿勢も見られます。ご興味のある方は是非一度ご覧ください。

〔報告書〕https://www.wam.go.jp/hp/wpcontent/uploads/sh_survey_202009_covid.pdf
(総合福祉研究会)

医業

第2四半期の経営調査発表



◆日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会の3病院団体は11月12日、令和2年度第2四半期の病院経営調査の結果を発表しました。回答病院全体の医業利益率は7月▲1.4%、8月0.5%、9月▲2.0%となり、コロナの影響で大きく悪化した第1四半期と比べると、改善傾向がみられました。しかし、赤字傾向は続いており、各指標はコロナ以前に戻っていません。

3団体に加盟する全病院(4,410病院)を対象とし、1,533病院の有効回答を得ました(有効回答率34.8%)。有効回答全病院の医業収支状況をみると、医業利益率は7月▲1.4%(医業収益▲5.0%、医業費用▲1.0%)、8月▲0.5%(医業収益▲4.9%、医業費用▲1.0%)、9月▲2.0%(医業利益▲0.5%、医業費用▲2.0%)です。ほとんどの指標がマイナスですが、9月の外来診療収入は対前年比で1.6%のプラスに転じました。

医療収益率の比較では、7月4.1ポイントの下落、8月3.9ポイントの下落、9月1.5ポイントの上昇となりました。

同日の会見で、9月が前年度より上昇したことについて日本病院会の島弘志副会長は「昨年9月の医業収益が、様々な要因により悪すぎたため、わずかに上がる結果になった。患者を戻す努力などを行い、外来診療収入はプラスになったことも寄与した。だが医業利益率自体は赤字だ。」と述べました。

日本医療法人協会の太田圭洋副会長は、9月の医薬品費が▲7.2%であることを指摘しました。診療報酬の未妥結減算制度により、9月に妥結が集中し、過去6か月の引下げ分の反映により、実際の購入価格より低く計上され、見かけ上、費用が下がっていると説明しました。

(全国地域医業研究会)

